

磐田市における空家等及び所有者不明土地問題の予防と解消の推進に関する協定書

磐田市（以下「甲」という。）と 静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、磐田市内における空家等及び所有者不明土地対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力して、磐田市内の空家等が管理不全な状態となるよう空家等の対策を進めること及び所有者不明土地の発生予防と相続登記の推進により、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空家等や土地の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 磐田市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者不明土地 相続等の際に所有者についての登記が行われないなどの理由により、不動産登記簿を確認しても所有者が分からず、又は所有者は分かっていてもその所在が不明で所有者に連絡がつかない土地をいう。
- (3) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により、倒壊し、若しくは建築材料が飛散し、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態
- (4) 所有者等 空家等及び所有者不明土地の所有者若しくは相続人、又は管理する者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から不動産表示に関する登記及び境界確認等に関する相談を受けた場合の乙への紹介
- (2) 空家等及び所有者不明土地対策の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等及び所有者不明土地対策に関する広報
- (4) 空家等及び所有者不明土地対策又は所有者等に関する情報の乙への提供（関係者の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不動産表示に関する登記、敷地の境界確認等に関する相談対応
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する相談会等への会員の派遣
- (3) 甲が作成したパンフレット等の配布による啓発
- (4) 空家等及び所有者不明土地対策又は所有者等に関する情報の甲への提供（関係者の承諾を得た場合に限る。）

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年8月29日

甲 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市

磐田市長

岸 地 博 司



乙 静岡県静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会

会長

赤 塚 一 通

